

—— 第 1 編 ——

總 則



第1編 総 則

第1節 計画の目的

1 趣 旨

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、市の地域にかかる災害について、市民の生命、身体及び財産を保護するため、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- (3) 災害応急対策に関する計画
 - ア 防災組織に関する計画
 - イ 情報の収集及び伝達に関する計画
 - ウ 災害防除に関する計画
 - エ 被災者の救助保護に関する計画
 - オ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - カ その他の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要と認める計画

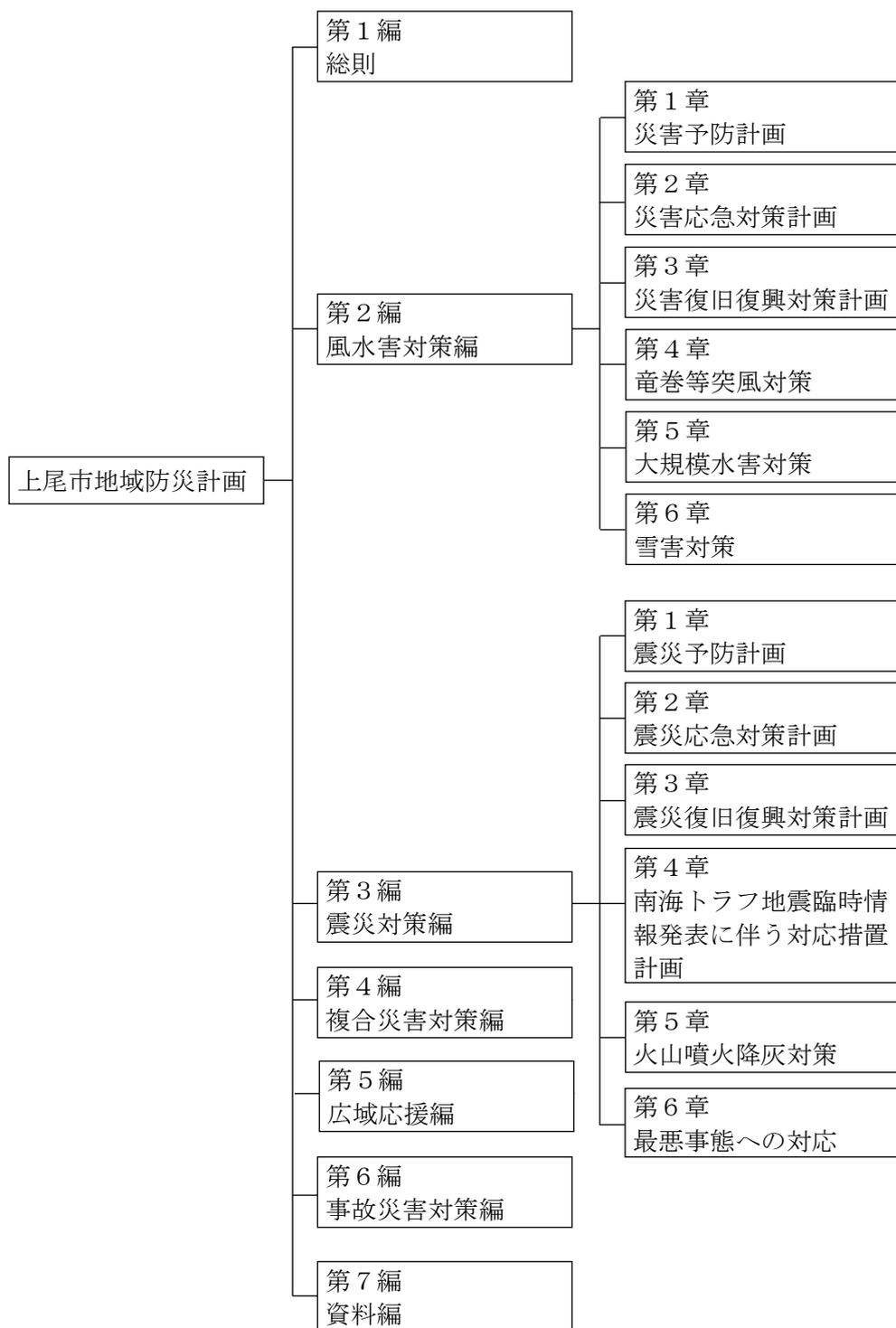
2 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 市 | 上尾市 |
| (2) 市防災計画 | 上尾市地域防災計画 |
| (3) 県 | 埼玉県 |
| (4) 県防災計画 | 埼玉県地域防災計画 |
| (5) 市本部 | 上尾市災害対策本部 |
| (6) 県本部 | 埼玉県災害対策本部 |
| (7) 災対法 | 災害対策基本法 |
| (8) 救助法 | 災害救助法 |

3 計画の構成

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、次の7編から構成する。



4 計画の運用

(1) 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年4月1日をもって検討を加え、必要があると認めるときはこれを速やかに修正し、常に有効なる防災業務の遂行を図る。

各防災関係機関（第1編第3節の防災関係機関をいう。）は、関係ある事項について、計画修正案を上尾市防災会議に提出する。

また、災対法第42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等

に関する計画（地区防災計画）を本計画に定めることの提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認められたものを本計画に定めるものとする。

(2) 計画の習熟

各防災関係機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

第2節 上尾市の概況

1 位置

本市は、埼玉県の南東部、東経139度35分、北緯35度58分に位置し、東西10.48km、南北9.32kmで、面積は45.51km²である。

首都東京からは35kmの距離にあり、東は伊奈町及び蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と隣接している。

2 自然的要因

(1) 気候

本市の気候は、夏は高温で雨が多く蒸し暑い日が続き、冬は乾燥した冷たい北西の季節風が吹く快晴の日が多く、内陸性気候を示している。

市消防本部の気象データ（令和2～令和6年）を表に示す。この間の平均気温は16.5℃、最高気温は40.2℃、最低気温は-5.2℃、年平均降水量は1,120.4mmとなっている。

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	期間集計
気温 (℃)	平均	16.2	16.2	16.0	17.0	17.2	16.5（平均）
	(月/日) 最高	(8/11) 39.8	(8/11) 39.8	(7/1) 40.2	(7/26) 39.0	(7/29) 39.8	40.2（最高）
	(月/日) 最低	(1/9) -5.2	(2/7) -3.8	(1/7) -4.3	(1/26) -4.2	(1/12) -3.2	-5.2（最低）
湿度（平均） （%）		63.6	65.6	66.9	64.3	67.3	64.6（平均）
風速 (m/s)	平均	2.0	2.0	1.9	2.0	2.0	2.0（平均）
	(月/日) 最大	(3/26) 24.2	(3/16) 24.1	(6/3) 24.5	(1/24) 24.8	(2/27) 25.8	25.3（最大）
総降水量（mm）		1,392.5	1,080.5	968.0	932.5	1,228.5	1,120.4（平均）
総降雪量（cm）		0.0	0.0	0.0	6.0	0.0	1.2（平均）

(2) 地勢

ア 地形

本市は、関東平野の中西部、埼玉県南東部に位置し、大宮台地のほぼ中央部に位置しており、東西を綾瀬川と荒川に挟まれている。市域はその大部分が台地上にあり、台地は多くの開析谷によってきざまれている。その主なものは、西方から江川、鴨川、芝川、原市沼川で

ある。

市域の大宮台地の標高は、北部で約20m、南部で約15mと南に低くなっている。また台地を横断する南西から北東方向で見ると、全体に西で高く東で低くなる傾向が認められる。

低地の地形は、大河川沿いに発達する荒川低地、綾瀬川低地と台地内にその水源をもつ比較的小規模な開析谷（谷底平野、谷地ともいう）とに分けることができる。荒川低地、綾瀬川低地の主な地形は、微高地としての自然堤防とそれより1m前後低い氾濫平野に区分される。谷底平野には自然堤防などの微高地は存在しない。低地の標高は荒川低地、綾瀬川低地で約10m、谷底平野では10～15mである。

イ 地質

関東平野は第三紀鮮新世以降、現在までの長い地質時代を通じて関東造盆地運動の影響を受けている。関東造盆地運動の中心は栗橋から春日部に至る埼玉県の一部平野地域にあり、そのため上尾市付近では非常に厚い第四紀層が堆積している。

本市の大部分が位置する大宮台地は古東京湾（洪積世後期）の海退によって形成された海岸平野が、古利根川や元荒川、あるいは綾瀬川の浸食によって作りだされた台地である。このため、大宮台地の地形面は高い海岸平野原面（堆積面）と低い浸食面とに分かれている。この台地は沖積世になると河川より開析され、荒川低地や中川低地がつくられ、大宮台地は平野中央部に独立した台地となった。また、台地は小河川によって開析され、樹枝上に谷底平野が形成された。したがって、地質も各地形に対応した分布が見られる。すなわち、台地には洪積世が、氾濫平野や谷底平野などの低地には沖積層が分布している。

3 社会的要因

(1) 人口

ア 人口・世帯数

本市の人口は、首都圏への人口・産業の集中とともに、昭和30年代後半から急速に増加し、昭和33年の市制施行時に37,000人程であった人口は、令和7年10月には230,618人となった（住民基本台帳）。しかし、経済成長率の安定化、地価の高騰等により人口の伸びも収まり、昭和60年から平成2年までは年間3,000人程の増加であったものが、平成30年から令和4年では400人程に低下しており、令和5年からは減少に転じたが、令和7年（10月時点）では再び増加に転じている。

世帯当たりの人口は減少傾向にあり、令和7年10月には2.10人／世帯となり、単身世帯の進行がうかがえる。

人口等の推移（統計あげお 各年10月）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
人口	230,245人	230,427人	230,164人	230,123人	230,618
増加数 (増加率)	980人 (0.43%)	182人 (0.08%)	-263人 (△0.11%)	-41人 (△0.02%)	495人 (△0.22%)
世帯数	105,177世帯	106,375世帯	107,335世帯	108,502世帯	110,054世帯
1世帯当たり人数	2.19人	2.17人	2.14人	2.12人	2.10人
高齢者数 (割合)	63,500人 (27.6%)	63,623人 (27.6%)	63,546人 (27.6%)	63,465人 (27.6%)	63,609人 (27.6%)

※65歳以上を「高齢者」とする。

イ 年齢階層別人口

年齢別の状況を見ると、平均年齢は47.64歳、高齢化率は27.6%（令和7年）であり、高齢化が進んでいる。

今後も少子・高齢化の傾向は続くものと予想される。

ウ 地区別人口

令和3年から令和7年における市全体の伸びは0.16%の増となり、地区別に見ると、大谷地区（3.41%）、上尾地区（0.56%）、上平地区（0.06%）の順となり、増加地区は、この3地区であったが、大石地区（△0.59%）、原市地区（△0.81%）、平方地区（△5.17%）の4地区は減少している。

(2) 土地利用

本市は、JR上尾駅を中心に市街地が拡大したため、JR上尾駅前を商業地が占め、その周りを住宅地が取り囲み、住宅地の縁辺部に工業地が点在する構造になっている。そのため、にぎわいや利便性は主にJR上尾駅周辺に集中している一方、本市の「顔」にふさわしい都市機能の集積が不十分な状況である。

また、昭和30年代には大規模な工場は住宅地の縁辺部に立地していたが、その後、人口が急増して宅地化が進んだため、現在では一部の工場が住宅地の中に立地する状況になっている。

自然環境は、市街化が同心円状に、かつ北の桶川市、南のさいたま市と連担して進んだため、東西の市境に多く残っている。また、荒川、綾瀬川が市境を、江川、鴨川、芝川、原市沼川などの河川等が市域を流れており、集中豪雨等による災害の軽減を図ることが不可欠である。

(3) 産業

ア 就業者構成

令和2年の国勢調査によると、第1次産業従事者831人（0.7%）、第2次産業従事者24,297人（21.6%）、第3次産業従事者87,195人（77.6%）となっている。第1次産業区分で就業者数が減少している一方で、第2次、第3次産業区分では就業者数が増加している。

イ 製造品出荷額

令和3年の経済センサスによると、総額3,379億円であり、産業別に見ると、輸送用機械器具、非鉄金属、食料品の順に出荷額が多くなっている。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災対法第5条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
上尾市	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合に災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の発令、伝達及び避難の指示に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 児童生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 3 災害復旧 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。

2 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。(災対法第4条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関すること。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること。 (8) 緊急輸送の確保に関すること。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 3 災害復旧対策
県央地域振興センター	1 県本部上尾支部の運営に関すること。 2 県本部及び市本部との連絡調整に関すること。 3 市が実施する避難誘導・避難所活動の協力に関すること。 4 市が実施する救援物資の仕分け等の協力に関すること。 5 市が収集する安否情報・災害情報の協力に関すること。 6 市ボランティアセンターへの協力に関すること。 7 その他、市からの支援要請に関すること。
北本県土整備事務所	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。 2 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること。 3 管内水防管理団体との連絡指導に関すること。 4 河川、道路及び橋梁等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。 5 道路の破損・決壊による通行の禁止又は制限に関すること。

<p>鴻 巣 保 健 所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療品、衛生材料等の調達あつせんに関する事 2 各種消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除の指導に関する事 3 飲料水の水質検査に関する事 4 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導並びにその他の保健衛生措置に関する事 5 被災者の医療及び助産その他の保健衛生の指導に関する事 6 老人・障害者福祉施設及び介護保険施設の被害状況の収集に関する事
------------------	--

3 消 防

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>上 尾 市 消 防 本 部 上 尾 市 消 防 団</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防施設、消防本部体制の整備に関する事 2 救助及び救援施設、体制の整備に関する事 3 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 4 消防知識の啓発、普及に関する事 5 火災発生時の消火活動に関する事 6 水防活動の協力、救援に関する事 7 被災者の救助、救援に関する事 8 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事

4 警 察

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
<p>上 尾 警 察 署</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集、伝達及び広報に関する事 2 警告及び避難誘導に関する事 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 4 交通の秩序の維持に関する事 5 犯罪の予防検挙に関する事 6 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事 7 漂流物等の処理に関する事 8 その他、治安維持に必要な措置に関する事

5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。(災対法第3条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局 企画調整室	<p>1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事。</p> <p>2 応急対策</p> <p>(1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。</p> <p>(2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。</p> <p>(3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。</p> <p>(4) 営農技術指導、家畜の移動に関する事。</p> <p>(5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。</p> <p>(6) 応急用食料・物資の支援に関する事。</p> <p>(7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。</p> <p>(8) 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。</p> <p>(9) 関係職員の派遣に関する事。</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。</p>
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	<p>1 気象・地象・地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。</p> <p>2 気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。</p> <p>6 災害時等に地方自治体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言を行う。(気象庁防災対応支援チーム：JETT)</p>

<p>厚生労働省 さいたま労働基準監督署</p>	<p>1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。</p>
<p>国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所 荒川上流河川事務所 利根川上流河川事務所</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>1 災害予防</p> <p>(1) 災害対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。</p> <p>2 災害応急対策</p> <p>(1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。</p> <p>3 災害復旧・復興</p> <p>(1) 災害復旧の実施に関すること。 (2) 都市の復興に関すること。 (3) 被災事業者等への支援措置に関すること。</p>
<p>関東総合通信局</p>	<p>1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</p>

	に關すること。
--	---------

6 自衛隊

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に關すること。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に關すること。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に關すること。 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行ふ必要のある応急救援又は応急復旧の実施に關すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に關すること。

7 指定公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に關する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災対法第6条第1項)

機関の名称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東日本旅客鉄道(株) 大 宮 支 社 東日本旅客鉄道(株) 高 崎 支 社	1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。 2 災害により線路が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。 (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。 3 線路、架線、ずい道、橋梁等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。 7 締結市町の防災行政無線使用による列車運転見合せ状況の周知に關すること。
N T T 東 日 本 (株)	1 電気通信設備の整備に關すること。 2 災害時における重要通信の確保に關すること。

埼玉事業部	3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
日本郵便(株)上尾郵便局	1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。
日本赤十字社埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に協力すること。
日本放送協会さいたま放送局	1 防災知識の普及に関すること。 2 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。
日本通運(株)埼玉支店	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス(株) 東京ガスネットワーク(株)	1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。

8 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉新都市交通(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(一社)埼玉県トラック協会大宮支部	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。
見沼代用水土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。
(一社)埼玉県LPガス協会	1 LPガス供給施設（製造施設も含む。）の安全保安に関すること。 2 LPガスの供給の確保に関すること。 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること。

(株)テレビ埼玉 (株)エフエムナックファイブ	1 防災知識の普及啓発に関する事 2 応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災対法第7条第1項)

機関の名称	事務又は業務の大綱
(一社)上尾市医師会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事
上尾伊奈獣医師協会 (公社)埼玉県獣医師会	被災動物の救援活動の協力に関する事
さいたま農業協同組合	1 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 5 農産物の需給調整に関する事
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事
(福)上尾市 社会福祉協議会	1 要配慮者の支援に関する事 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関する事
上尾商工会議所	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 災害時における収容者の保護に関する事
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関する事
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2 被災時における教育対策に関する事 3 被災施設の災害復旧に関する事
NPO等ボランティア団体	市が実施する応急対策についての協力に関する事

<p>自主防災組織</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及に関すること。 2 風水害、地震等に対する災害予防に関すること。 3 防災訓練の実施に関すること。 4 防災用資機材の備蓄に関すること。 5 市が実施する応急対策についての協力に関すること。 6 自治会、日本赤十字奉仕団、環境美化推進委員、民生委員・児童委員等の団体への市が実施する応急対策についての協力に関すること。
<p>上尾市建設業協会</p>	<p>緊急輸送路の確保・障害物除去の協力に関すること。</p>
<p>その他公共的団体</p>	<p>市が実施する応急対策についての協力に関すること。</p>

第4節 市職員・市民の果たす役割

防災に関し、市の全職員及び市民の果たす役割は、次のとおりである。

1 「平常時から実施する事項」

機関名等	役割
市職員	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること。 (2) 防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合に災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること。
市民	1 災害予防 (1) 防災に関する学習 (2) 火災の予防 (3) 防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 (4) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 (5) 食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） (6) 自動車へのこまめな満タン給油 (7) 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 (8) ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 (9) 震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） (10) 自主防災組織への参加 (11) 県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 (12) 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 (13) 近隣の要配慮者への配慮 (14) 住宅の耐震化 (15) 保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え (16) 家庭や地域での防災総点検の実施 (17) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

2 「災害時に実施すべき事項」

機 関 名 等	役 割
市 職 員	<p>1 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること。 (2) 警報の発令、伝達及び避難指示に関すること。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること。 (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること。 (5) 児童生徒の応急教育に関すること。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること。 (8) 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 <p>2 災害復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること。 (2) 被災者の生活確保に関すること。
市 民	<p>1 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 初期消火の実施 (2) 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める (3) 自主防災活動への参加、協力 (4) 避難所でのゆずりあい (5) 県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力 (6) 風評に乗らず、風評を広めない

第5節 洪水浸水想定区域

風水害は、長期間大規模な災害がないことや、短期間に大災害が連続して発生することもある。

市域を流れる河川等は、西から荒川、江川、鴨川、芝川、原市沼川、綾瀬川等がある。荒川などの大川は、洪水調節用ダムや調節池などが建設されているものの、令和元年東日本台風等の近年の大規模水害により、決壊・氾濫等被害が発生し、市域においても、無堤防溢水が発生している。

国土交通省が公表している荒川の洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨（各河川において想定最大規模降雨が1/1000年確率以上、以下同様）を前提とした大雨が降り荒川が氾濫した場合、市西部の荒川水系低地部で最大10.0m～20.0m、蓮田市、伊奈町の境の一部において浸水深が5.0m～10.0mに達すると予想している（資料6-2）。また、県作成の荒川水系鴨川流域洪水浸水想定区域図によると、想定される最大規模の降雨を前提とした大雨により、市内の鴨川流域の低地部を中心に浸水深が0.5m～3.0mに達すると予想されている。

第6節 地震被害想定

1 地震被害想定調査の概要

県は、平成24・25年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施、地震被害想定の見直しを行っている。

県の地震被害想定調査は今回で5回目となる。1回目の調査は、東海地震の切迫性が叫ばれた直後の昭和55～56年、2回目の調査は、関東地方にマグニチュード7クラスの直下型地震の発生の指摘を受けた直後の平成元年～2年、3回目の調査は、阪神・淡路大震災の発生要因である活断層で発生する地震が注目された平成8～9年、4回目の調査は国で実施された首都直下地震被害想定や活断層調査等の成果を踏まえて平成19年に実施された。

今回の調査は、“東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震に備えた埼玉県の防災対策の見直し”を目的として実施した。

今回調査における主な特徴は以下のとおりである。

- (1) 震源モデルは、フィリピン海プレート上面の震源深さ等、新たな知見に基づくモデルとした。
- (2) 想定地震は、想定外をなくす観点から科学的に考えうる最大級の想定地震を設定した。(深谷断層と綾瀬川断層を一体とした“関東平野北西縁断層帯地震”の設定)。
- (3) 浅部地盤は、従来よりも地層を詳細に分析する“地質層序”を基にして、より精緻化し、地盤モデルの精度をさらに向上させた。
- (4) 検討対象は、これまで地震発生の確度が低いことから対象としなかった歴史地震や、内陸県であるため対象としてこなかった津波についても対象とした。
- (5) 被害量の算出にあたっては、できる限り詳細な客観的データを収集・分析し、科学的根拠に基づき“現実的に考えうる最大の被害量”の把握に努めた。
- (6) 火災延焼被害は、実際の市街地における密集状況や防火・耐火建物の状況を反映した火災延焼手法を採用した。

その他、最近の地震の被害状況を踏まえた新たな予測項目を設定するとともに、首都圏における広域災害を考慮した定性的な検討を行った。

2 想定条件

(1) 想定地震

首都直下地震に係る最新の科学的知見や埼玉県の過去の被害地震を踏まえ、以下の5つの地震を想定地震とした。なお、想定結果については、県の地震被害想定調査を引用した。

海溝型地震	再検証	東京湾北部地震 [M7.3]	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率:70%
	再検証	茨城県南部地震 [M7.3]	
	新規	元禄型関東地震 [M8.2]	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%
活断層型地震	変更	関東平野北西縁断層帯地震 [M8.1]	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率:ほぼ0%~0.008%
	再検証	立川断層帯地震 [M7.4]	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率:0.5%~2%

※:地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】



【活断層型地震の想定について】

- ・活断層による地震動の推計は、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。
- ・関東平野北西縁断層帯地震は3点（北、中央、南）、立川断層帯地震は2点（北、南）のパターンを設定した。



(2) 被害予測項目

今回の調査による主な被害予測項目と予測内容は下記のとおりである。

項 目	予 測 内 容
地震動	震度
液状化	液状化可能性
地盤被害	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊棟数、半壊棟数
火災被害	出火件数、焼失棟数
人的被害	死者数、負傷者数
津波遡上	河川遡上による津波高さ、浸水域分布
交通被害	道路橋梁被害、鉄道路線被害
ライフライン	電力・通信・都市ガス・上水道・下水道の被害数、供給支障数
生活支障	避難者数、帰宅困難者数、避難行動要支援者数、住機能支障、飲食機能支障、衛生機能支障、エレベータ停止台数、中高層階住宅支障
その他	危険物施設、河川、火山噴火降灰、大規模停電、長周期地震動、大規模盛土造成地、防災公共施設、災害廃棄物量、直接被害額

(3) 被害想定を行う季節・時刻・風速

被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって、変わってくる。そこで、想定地震ごとに、次に示すケースを設定して、予測を行った。

ア 季節・時刻3ケース

- (ア) 夏12時—大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- (イ) 冬5時—大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- (ウ) 冬18時—火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

イ 風速2ケース

- (ア) 3m/sー平均的な風速のケース
- (イ) 8m/sー強風のケース

3 地震被害想定

- (1) 県が行った5つの想定地震の被害予測結果について、特徴的な事項を簡潔にとりまとめると、次のとおりである。

- 東京湾北部地震 (M7.3)
 - ・震度6強となる地域が県南東部県境から概ね4kmの範囲に集中して分布している。震度6弱となる地域は、県南東部県境から概ね10kmの範囲に集中して分布し、さらに概ね20kmの範囲に散在して分布している。
- 茨城県南部地震 (M7.3)
 - ・県東部の中川低地において震度6強となる地域が散在し、震度6弱となる地域も県東部に集中して分布している。
- 元禄型関東地震 (M8.2)
 - ・川口市、草加市、八潮市の一部の地域に震度6弱となる地域が集中して分布している。
- 関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)
 - ①破壊開始点：北
 - ・吉見町、川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
 - ②破壊開始点：中央
 - ・吉見町、川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
 - ③破壊開始点：南
 - ・川島町、北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布している。県内の広域に震度6弱となる地域が分布している。
- 立川断層帯地震 (M7.4)
 - ①破壊開始点：北
 - ・入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、県境から10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。
 - ③破壊開始点：南
 - ・所沢市、入間市に震度6強となる地域が集中して分布し、その周囲10km程度の範囲に震度6弱となる地域が集中して分布している。

- (2) 本市の想定結果

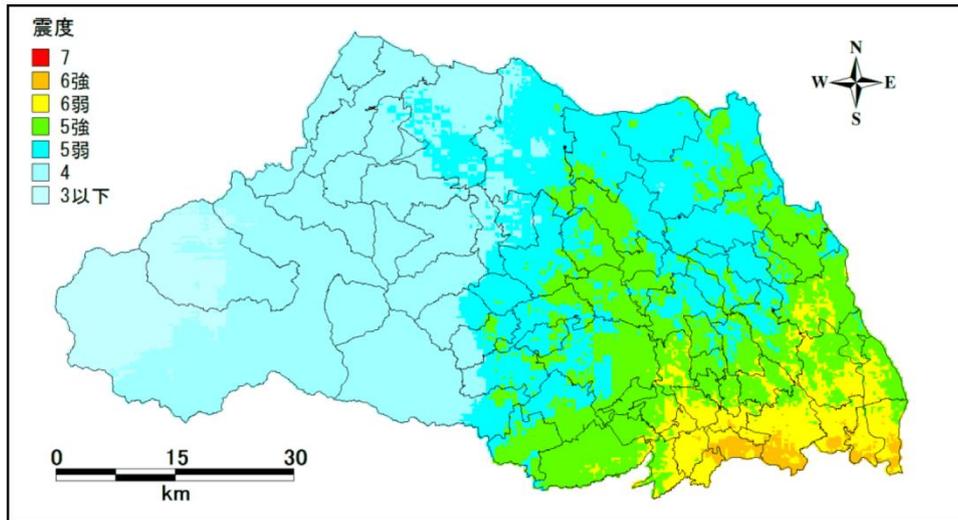
「埼玉県地震被害想定調査報告書」の結果を用い、本市の被害予測結果をまとめると、次表のとおりである。市は、この結果を踏まえて、今後の防災対策に取り組む。

本市における主要被害想定結果

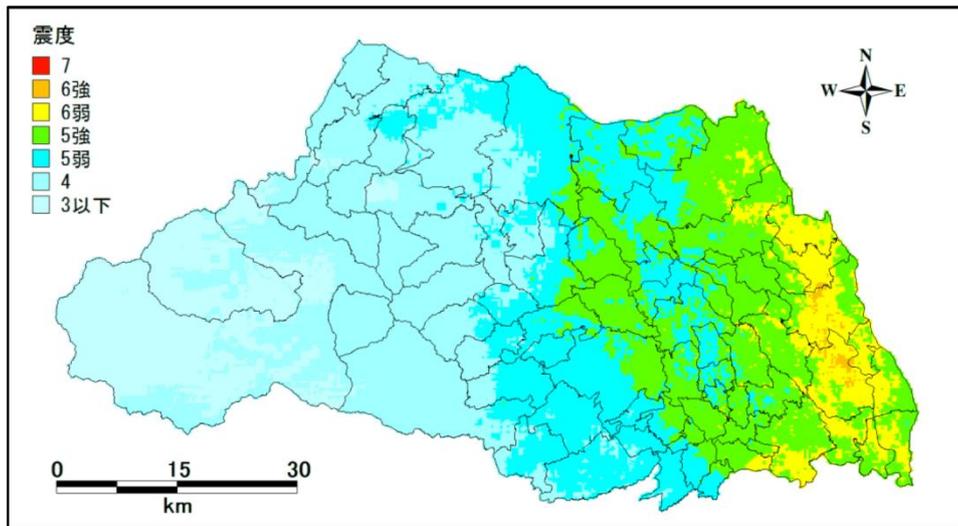
項 目	想定地震		東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野北西縁断層帯			立川断層帯	
						破壊開始 点北	破壊開始 点中央	破壊開始 点南	破壊開始 点北	破壊開始 点南
最大震度			6弱	6弱	5強	7	7	7	5強	5強
全壊数 (棟)			0	7	0	3,097	3,164	4,575	0	0
半壊数 (棟)			18	34	1	6,006	6,098	7,005	1	1
焼失数 (棟)	冬18時	8m/s	11	11	7	344	445	792	7	4
死者数 (人)	夏12時	8m/s	0	0	0	95	99	148	0	0
	冬5時	8m/s	0	0	0	214	220	320	0	0
	冬18時	8m/s	0	0	0	142	148	220	0	0
負傷者数 (人)	夏12時	8m/s	5	6	1	996	1,035	1,402	1	0
	冬5時	8m/s	3	4	1	1,435	1,465	1,852	0	0
	冬18時	8m/s	7	9	1	1,070	1,101	1,431	2	1
断水人口 (人)			1,591	393	0	141,932	138,029	134,175	0	0
1日後避難 者数 (人)	冬18時	8m/s	24	42	13	7,809	8,143	11,613	13	7
帰宅困難者 数 (人)	夏12時		18,230 ~24,000	18,132 ~24,000	17,757 ~24,000	19,585 ~24,000	19,580 ~24,000	19,001 ~24,000	15,309 ~16,862	13,292 ~14,751

震度分布図（プレート境界で発生する地震）

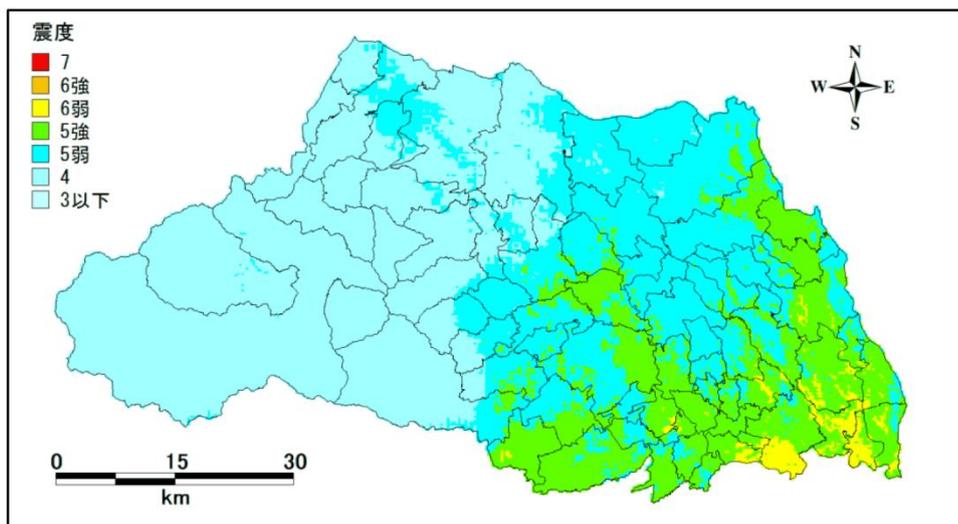
東京湾北部地震（マグニチュード 7.3）



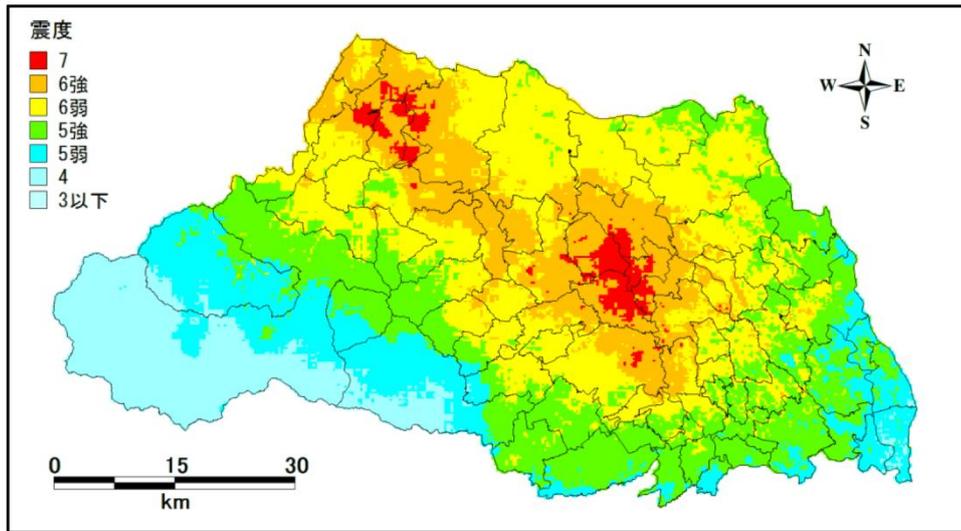
茨城県南部地震（マグニチュード 7.3）



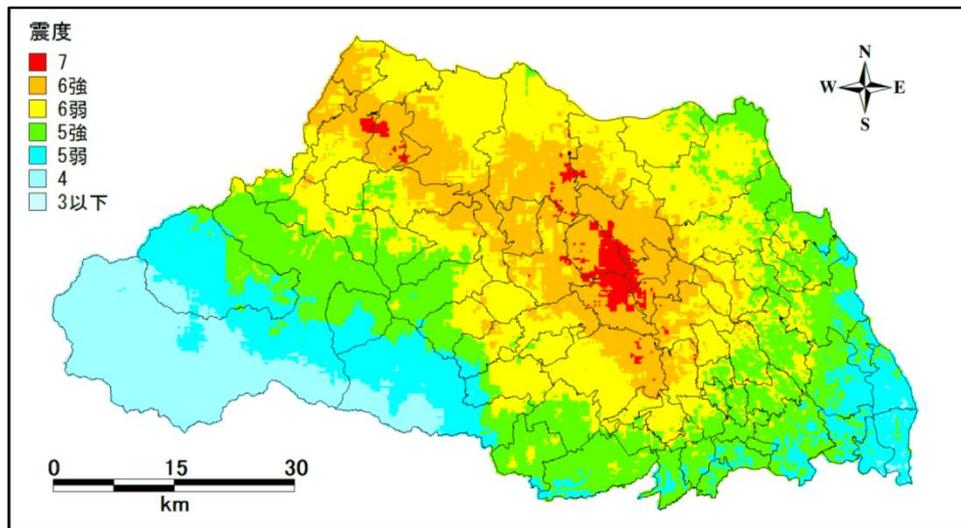
元禄型関東地震（マグニチュード 8.2）



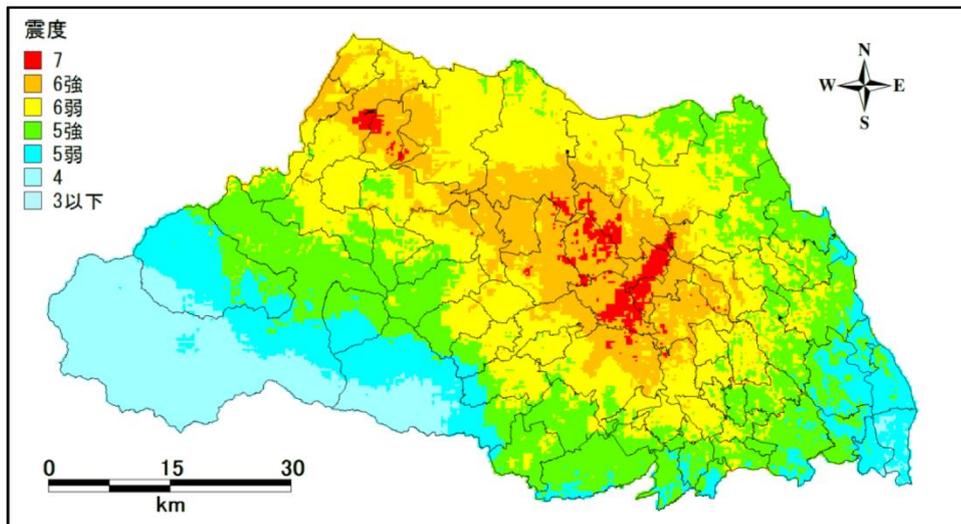
関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：北（マグニチュード 8.1）



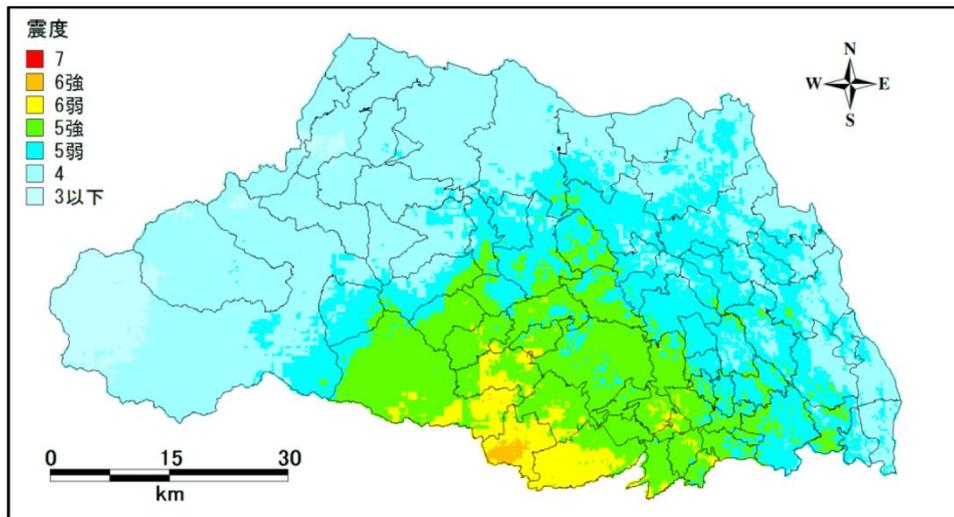
関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：中央（マグニチュード 8.1）



関東平野北西縁断層帯地震 破壊開始点：南（マグニチュード 8.1）



立川断層帯地震 破壊開始点：北（マグニチュード 7.4）



立川断層帯地震 破壊開始点：南（マグニチュード 7.4）

